

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人花房多喜雄の上告趣意一について。

論旨は刑訴四〇五条の適法な上告の理由にあたらない。（所論被告人A外六名の被告人に対する原審の刑をもつて、所論のように第一審判決の刑よりも不利益に変更したものとは解することはできない。）

同第二点は、事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月二五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山	茂
裁判官	小	谷	勝
裁判官	藤	田	八 郎
裁判官	谷	村	唯 一 郎
裁判官	池	田	克